

サービスを利用するまでの流れ

どんなサービスを利用したいのか、決まっている人もそうでない人も、まずは地域包括支援センターや市の窓口で相談しましょう。サービスを利用するまでの流れは次のようになります。

1 相談します

地域包括支援センターや市の窓口で、介護サービスや介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス・活動事業など、どんなサービスを利用するか相談します。

越谷市の地域包括支援センター→34ページへ

介護サービスや介護予防サービスを利用したい人

2 申請します

介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する人は、市の窓口で要介護・要支援認定の申請をしてください。申請は、本人または家族・成年後見人などのほか、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険の保険証
- 医療保険に加入していることが確認できるもの（40歳～64歳の方）

※このほか、本人や代理人の本人確認ができるもの（マイナンバーカードなど）が必要です。

申請書には、主治医の氏名、医療機関名などを記入します。介護を必要とする原因疾患などについて意見を書くことができる医師を主治医としてください。また、申請に際し、主治医意見書を書いてもらえるかどうかを本人や家族などから医療機関へ電話などで確認してください。

サービス・活動事業を利用したい人

2 基本チェックリストを受けます

28ページへ

サービス・活動事業の利用を希望する方は、地域包括支援センターや市の窓口で基本チェックリストを受けます。基本チェックリストで生活機能の低下がみられた場合は、「事業対象者」としてサービス・活動事業を利用できます。

※基本チェックリストを受けた後でも、介護が必要と思われる方には要介護・要支援認定の申請を案内します。

※40歳～64歳の方は、基本チェックリストの判定によるサービス・活動事業の利用はできません。要介護・要支援認定で要支援1・2と認定される必要があります。

一般介護予防事業のみ利用したい人

一般介護予防事業のみ利用したい場合は、基本チェックリストを受ける必要はなく、65歳以上の方なら誰でも利用できます。

28ページへ

3 認定調査が行われます

●認定調査

市の職員などが自宅等を訪問し、心身の状況を調べるために、本人と家族などから聞き取り調査を行います。（全国共通の調査項目で行います）



●主治医意見書

本人の主治医が介護を必要とする原因疾患などについて記入します。



主な調査項目

基本調査

- | | |
|-----------|---------------|
| ●麻痺等の有無 | ●排尿 |
| ●拘縮の有無 | ●排便 |
| ●寝返り | ●清潔 |
| ●起き上がり | ●衣服着脱 |
| ●座位保持 | ●外出頻度 |
| ●両足での立位保持 | ●意思の伝達 |
| ●歩行 | ●記憶・理解 |
| ●立ち上がり | ●大声を出す |
| ●片足での立位 | ●ひどい物忘れ |
| ●洗身 | ●薬の内服 |
| ●視力 | ●金銭の管理 |
| ●聴力 | ●日常の意思決定 |
| ●移乗 | ●過去14日間に受けた医療 |
| ●移動 | ●日常生活自立度 |
| ●えん下 | |
| ●食事摂取 | など |

概況調査

特記事項

居宅介護支援事業者

ケアマネジャーがいる事業者です。要介護・要支援認定の申請代行やケアプランの作成、サービス事業者と連絡・調整をします。

※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します。

市町村事務受託法人

埼玉県の指定を受けた専門的知識を幅広く持った事業者が、認定調査を行います。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送るために、高齢者の生活を支える総合機関として、地域包括支援センターが設置されています。



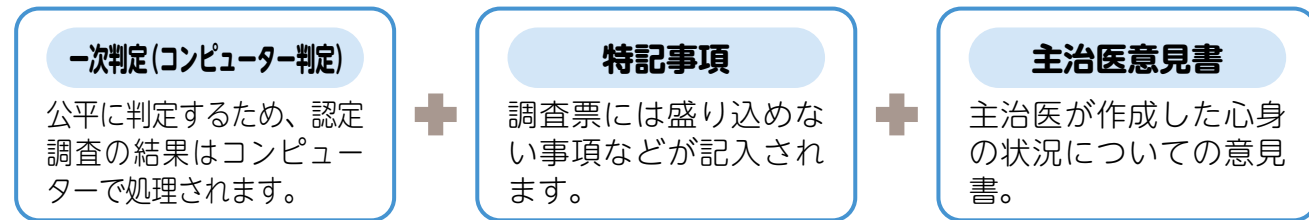
- 介護予防ケアマネジメント（自立した生活ができるよう支援します）
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援

サービス利用の手順

要介護状態が審査、認定されます

4 審査・判定されます

一次判定（コンピューター判定）の結果と特記事項、主治医意見書をもとに、「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定されます。



二次判定(介護認定審査会)

市が任命する保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会が総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。



5 認定結果が通知されます

介護認定審査会の審査結果に基づいて、以下の区分に認定されます。

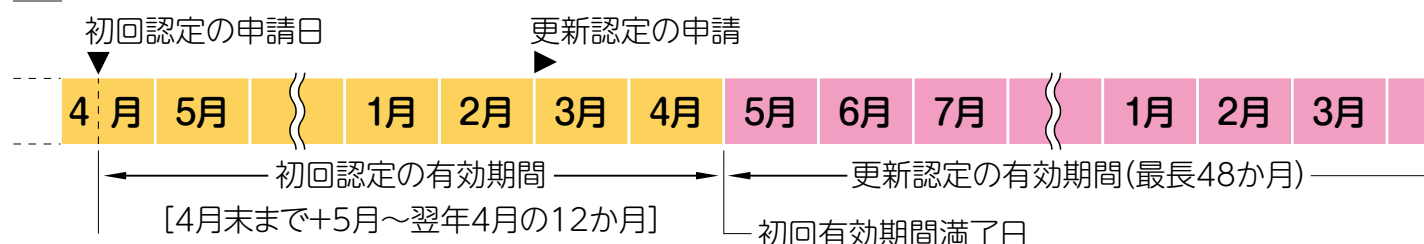
- **要介護1～5**→介護サービス、地域密着型サービスが利用できます。
- **要支援1・2**→介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、サービス・活動事業が利用できます。
- **非該当**→介護サービスや介護予防サービスは利用できません。
ただし、基本チェックリストを受けて「事業対象者」と判定された場合は、サービス・活動事業が利用できます。

結果が記載された「認定結果通知書」と「保険証」が届くので、記載されている内容を確認しましょう。

認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は原則として新規の場合は3～12か月、更新の場合は3～48か月です（月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間+有効期間）。また、認定の効力発生日は認定申請日になります（更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日）。引き続き介護サービスの利用を希望する場合は、**有効期間満了前に更新手続きが必要です**。更新も新規と同じ手続き（6～9ページ）となります。

例 初回認定の有効期間と更新の時期（12か月の場合）



要介護状態区分

要介護5

要介護4

要介護3

要介護2

要介護1

介護サービスによって生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。

要支援2

要支援1

要介護状態が軽く、介護予防サービスやサービス・活動事業によって生活機能が改善する可能性の高い人などです。

非該当

要介護や要支援に当てはまらない人です。

基本チェックリストを受けて「事業対象者」と判定された場合は、サービス・活動事業が利用できます。

介護サービス 地域密着型サービス
が利用できます



14ページへ

介護予防サービス 地域密着型介護予防サービス
が利用できます



10ページへ

●介護予防サービスとサービス・活動事業の両方を利用することもできます。

サービス・活動事業
(介護予防・日常生活支援総合事業)
が利用できます



28ページへ

※介護予防・日常生活支援総合事業の一般介護予防事業は、65歳以上の方なら誰でも利用できます。